

事業復興型雇用創出助成金 セミナー・個別相談会



県内に所在する事業所で失業者を雇用した場合に1人当たり3年間で最大225万円を助成する「事業復興型雇用創出助成金」制度についてのセミナーを開催します。セミナー終了後には個別相談会も開催しますので助成の対象となる労働者、申請に関する疑問などについてお答えします。お気軽にご参加下さい。

【日 時】

平成25年 5月28日(火)

◆セミナー：13:30～14:30

◆個別相談会：14:30～16:00

【会 場】

奥州商工会議所 5階 中ホール

(奥州市水沢区東町4番地)

【定 員】

50名(定員になり次第〆切り)

【申込方法】

下記申込書に記入の上お申込み下さい。

【主 催】

奥州商工会議所

TEL. 24-3141 FAX. 24-3148

【講 師】

岩手県雇用対策・労働室職員 又は 事業復興型雇用創出助成金事務センター職員

事業復興型雇用創出助成金

岩手県内に所在する事業所が失業者を雇用した場合、1人当たり3年間で最大225万円を助成します。

◇助成金の対象事業所 (どちらかに該当の場合)

- 国や自治体の補助金・融資事業(奥州市中小企業融資あっせん制度など)を実施し1人以上の助成対象労働者を雇用した事業所
- 経営改善などの「産業振興」に関する支援事業(商工会議所の経営相談など)を実施し2人以上の助成対象労働者を雇用した事業所

◇助成対象労働者

- 「期間の定めのない雇用契約」により雇用された求職者
 - 「1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用契約」により雇用された求職者
- ※いずれも平成23年11月21日以降に雇用された方で雇用保険の一般被保険者に限ります。

【対象となる求職者】

- 1 平成23年3月11日において被災地域で勤務していた求職者又は被災地域に居住していた求職者(岩手県・宮城県・福島県は県内全域が被災地域)
- 2 新規学卒者も対象(平成23年3月11日に本人又は扶養者が被災地域に居住していた場合)
- 3 再雇用者は、助成金を申請する人数の8割の人数まで申請可能

◇助成金支給額 (対象者1人当たり)

助成対象労働者	総支給額	1年目	2年目	3年目
短時間労働者以外	225万円	140万円	50万円	35万円
短時間労働者	110万円	45万円	35万円	30万円

※補助金・融資事業を実施する事業所以外の事業所の再雇用者は8割の額

※1事業所1億円を超えない範囲で支給

奥州商工会議所 指導課 行き (FAX. 24-3148)

平成25年 月 日

事業復興型雇用創出助成金セミナー 受講申込書

事業所名	TEL	
	FAX	
受講者名	個別相談	希望する・希望しない (どちらかに○)